

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月4日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
3月5日から11日までの5日間、令和7年度予算特別委員会が開催され、連日熱心に御審議いただきました。ありがとうございました。
17日には現地調査と委員会採決が行われる予定です。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（静岡
市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約に
ついて）

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡
市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 承認を求める旨の通知が届いたのはいつでしょうか。1月31日に臨時
議会も開かれており、なぜ臨時議会のときに通常の議案として提出がされなかったのか伺い
ます。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

改正の第1報は1月7日にいただきました。その後、関係機関と調整しておりましたが、臨時議会の上程には間に合いませんでした。そのため、地方自治法第181条第1項の規定に基づき定められている町長の専決事項の指定の中の軽易な事項として専決処分をさせていた
だき、今回承認を得るところでございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）、承認に反対の立場から討論いたします。

本案については、当該総合事務組合の構成団員の一つである西伊豆衛生組合が西伊豆広域行政組合に処理すべき事務の変更に伴って名称を変更するため、同総合事務組合の規約の一部を改正する必要が生じたため、同総合事務組合の構成団体の1つである当町においても、その承認が求められたことから、町長が議会に諮ることなく、2月17付で専決処分し、この直後に開かれる議会である今定例会において承認を求めたいという趣旨の議案です。

地方自治法において団体の意思決定は、本来、議会に諮って必要な賛成を得て初めて有効となるのが原則です。しかし、同法179条において、この本来とるべき手順を踏むことが客観的に不可能ないしは不適切と考えられる場合には、町長が議会に諮ることなく単独で決裁することができる場合を定めています。これが専決処分と呼ばれている手続ですが、これができる場合として同条に定められているのは、急を要する事件で議会を開いている暇がない場合、2番目に、議会が招集しても応じない場合、3番目に、議会が必要な議決を行わない場合を列举しています。

本件に関しては、総合事務組合側から1月7日に承認手続を求める通知が届いており、その直後に当たる1月31日には臨時議会が開かれていて、これに通常の議案として提出することは十分可能であったと考えられます。確かに日程的な余裕は十分なかったかもしれませんが、急いで作業を行えば物理的に不可能だったとは到底認められません。自治法の対応する条文のいずれにも該当しないのではないのでしょうか。

しかも、4日の本会議散会後に開かれた議会全員協議会において、当町においてこの件を承認した旨の通知を行う期限については今月10日である旨の答弁がありました。確かに当議会においては、議案の採決は上程の当日ではなく、委員会付託される案件等を除いて2日目

の本会議で行うのを原則としています。しかし、本件のように議決の期日が限定されているような場合においては、少なくとも議会に対してそうした事情を事前に説明し、上程した当日に議決を求めることは可能だったはずです。議会がこれに応じない場合にこそ専決処分を行う要件を満たすことになると考えられます。

本件の内容に限れば、極めて形式的なものであって、改めて議決を求めるほどの問題ではないと考える向きもあるかと思われますが、しかし、議会の重要な役割の一つが町政運営上の型式を整えるところにあるという点に鑑みるなら、自治法に定められているルールを安易に曲げてよいものではないのは多言を要しないところです。こうしたいきさつに対してはチェック機関である当議会としては、厳しい姿勢で臨むことが私はぜひとも必要だろうと考えるものです。さもないと、町政運営上ルールが次第にたがが外れた状況になっていき、やがては思わぬ不利益が町民に降りかからないとも限らないのではないかと深く危惧せざるを得ません。この点については、この場で容認しない旨の明確な意思を示すことがぜひとも必要ではないかと考えるものです。

なお、蛇足ながら付け加えるなら、議員必携などの説明によれば、議会が専決処分事件の承認案を否決したとしても、処分そのものの効力には影響しないとされています。

以上、申し上げたとおり、私はチェック機関としての議会の権威を守り、今後の安易な行政運営を許さないという確固たる決意を示す上からも、本案については当議会として承認しない旨の意思を示す必要があると考えるものです。1人でも多くの同僚議員の皆さんの賛同を求めて、私の本案に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）、賛成の立場で討論いたします。

まず、地方自治法180条第1項において、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に否定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができる規定があります。それに基づいて川根本町においても、町長の専決する事項の規定が定められており、これは平成17年10月26日に議会が議決をしております。

町が加入して組織にする一部事務組合について、当該一部事務組合の組織する他の地方公共団体の名称に伴う当該一部事務組合の変更に関する関係地方公共団体の協議ということで、まさにそれに当てはまります。法的にも何も問題なく提案されている案件でありますので、そのような理由により、私は承認第1号に賛成の立場で討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第8号 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、議案第8号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この条例を制定することが必要になった理由と経緯はどのようなものか。

目的外使用とは具体的にどのようなものか。

3番目に、この基金の設置について地元はどんな考え方ですか。

4番目に、積立額の目標といったものはどのように考えておられるのでしょうか。伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の御質問にお答えします。

4点あろうかと思います。

まず、この背景でございます。自然環境を活用していく上で、その維持管理費が増加していることは間違いございません。富士山の入山料のように利用者の方の負担をいただきながら守っていくという気運が全国的に高まっている中、寸又溪谷におきましても同じように環境保全、安全対策等についていろいろな考え方から、今回の協力金徴収に至ったものでございます。そのため、頂いた協力金を有効に活用するため、この基金を創設するものでございます。

2点目ですけれども、目的外使用ということでありまして。提案のときにも説明させていただいた寸又溪谷の環境保全、寸又溪谷に係る情報提供、来訪者の安全対策というような目的でございますので、それ以外というところでございます。

内容につきましては、町議会に諮って使途を決めていくようになるかと思います。

3点目の、この基金について地元はどんな考えかということでございます。協力金が寸又溪谷のために適正に管理されることから、基金につきましては前向きに理解していただいているということでございます。

積立金の目標ということですが、具体的な目標はございませんが、安全対策や通信環境などの課題が多くありますので、より多くの協力金を頂いて、その中で対策を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

改定による平均の引上げ額と重点を置いた層のそれはどのようなになっているのか。

2番目に、期末手当の改定によって平均の引上げ額と支給額の総額はどれくらいになりま

すか。

3 番目に、改定による職員の生活と経済への波及効果などどのように見込んでおられるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） お答えさせていただきます。

まず、どのような層に重点的だということですが、若年層に特に重点を置いております。俸給表の引上げを初任給の比較で見ますと、高卒で約 2 万 1,400 円、短大卒で 2 万 5,300 円、大卒で 2 万 3,800 円の引上げと。全体的なパーセントで言いますと、3 % 給与は引上げということとなっております。

続きまして、期末手当の改定につきましてですが、これは年間 4.5 から 4.6 ということで、0.1 か月分を引き上げたところでございます。今回の改正では 1,040 万円ほどの増額というふうになっております。

職員の生活経済への波及効果ということですが、社会情勢や物価の変動に対応し、職員の生活の安定を図り、また仕事へのモチベーションの向上に寄与するというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料
等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この改定によって実際の支給額はどのように変わりますか。町長、副町長、教育長それぞれに増える合計額は幾らかお知らせください。

この改定によって年間支給額はどのようになりますか。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

すみません、通告でそれぞれということがなかったものですから、総額で言わせていただきます。

職員と同じように0.1か月分引上げということで4.6か月分になります。この改定によって、今言った特別職、町長、副町長、教育長、総額20万5,000円の増額でございます。3名合計で908万1,000円でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっています議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例に対して反対の立場から討論を行います。

昨年8月の人事院勧告などに基づいて町長など常勤特別職の期末手当を年間0.1か月分増額するというものです。町長の給与は同条例において月額70万と定められていて、町の一般職員や町内の企業に勤めておられる方々の給料水準に比べれば十分高い水準となっています。副町長や教育長についても、町長ほどではないにしても、それに近い水準になっています。

昨今の異常とも言うべき物価高騰にあえぐ一般勤労者の賃上げをはじめとする待遇改善は、

まさに待ったなしの状況になっているのは、幾ら強調しても強調し過ぎることはないはずですが、町長などのそれに関しては、そうした必要性はないのではないかと私は考えます。

先ほど質疑の答弁の中で、本案に基づく会計によって支給される額は年間8万円ほどということだったんですけれども、増額される金額は驚くほど多いものではありませんが、であるならなおさらのこと、せめてその分を多くの町民が切実に願っている大鐵の早期全線復旧の気運醸成への支援に充てるといったパフォーマンスくらいされたいかがでしょうか。

なお、先ほどの一般職の給与に関する条例の改正については、期末手当の増額だけでなく、若手などに重点を置いた月例級の引上げを含んでいました。このこと自体は結構なことだということはもちろんですが、必要でもあるのですが、重点を置いた割には実際の上げ幅は余りにもささやかと言わなければなりません。もともと水準があまりにも低いのですが、その意味では、いっそ思い切った改善が求められると思います。

また、多くの場合、町民生活のベースを支える分野で頑張っておられる会計年度任用職員など、非正規で雇用されている町職員の方々にはなおさら手厚い改善が必要とされると思います。到底そのようになっているとは認められません。引上げ幅については不十分さが甚だしいものの、改善には間違いはないので賛成はしましたが、この機会に一層の改善を求めておきたいと思います。

以上の点を申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

提案理由で説明を受けたとおり、人事院勧告が令和6年8月に公務員の初任給及び給料等の引上げと特別給を0.1か月引き上げる勧告を行っております。地方公務員については、地方公務員法に基づく人事委員会が人事院勧告を総合的に勘案して、議会や知事に報告を行うということになっており、人事院会を設置しない本町において、人事院勧告に加え、県人事院会勧告等を踏まえて給与改正方針等を決定しております。

議会の議決により給与条例を改正するという提案であります。この条例については必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第11号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第11号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

内容的には、地域手当を新たに導入することだけですか。

それから、改正が必要になった背景にはどのようなものがありますか。

この改正によって該当する職員の待遇はどのように変わり、対応する人件費は総額でどのように変化すると見込んでいますか、伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の改正は、地域手当で御認識のとおりでございます。

背景につきましては、人事院勧告に基づき見直しがされたということでございます。

それと、待遇ということですが、これは職員と同様に、社会情勢の中物価高というところで、会計年度職員の生活の安定を図り、またモチベーションが向上するというふうに見込んでおります。

また、7年度の地域手当ですが、約330万円増額というふうに見ております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第12号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第12号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するとあり、任期付採用職員の給与引上げに関する内容であるが、現在、川根本町職員に該当者はおりますか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 令和6年度については該当者がおりません。令和7年度につきましては1名採用ということで、7年度からは該当者がございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった背景はどのようなもので、人件費の総額はどのように変化するのか。

また、該当する職員の実例に即して、対応がどのように変化するのか説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えをさせていただきます。

背景でございますけれども、人事院勧告に基づくものでございますので、令和7年度からの給与となります。また、給与については約3%アップで、期末勤勉手当が3.45から3.65月分になるということでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

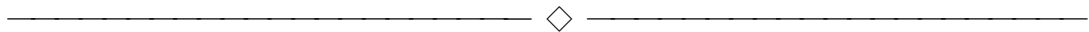
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第13号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第13号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第8、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第9、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第16号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第10、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

この条例が改正が必要になった背景はどのようなものか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) それでは、お答えします。

この改正は、マイナンバー法の改正により、当該条例の引用条項にずれが生じたため改正

ということでございます。条例自体には変化はございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

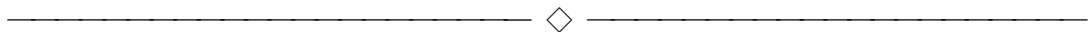
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 1 7 号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった理由はどのようなもので、影響を受ける事業所等はあるのか。また、どんな効果を見込んでいるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の質疑にお答えをさせていただきます。

改正理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る内閣府令が交付、施行されたことに伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

町内には影響を受ける事業所はございません。

この改正によりまして、安心して子供を預けることができる体制が整備されるものと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第18号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった理由など、どのようなものか。また、改正の対象になると考えられる事業体はどのようなものがありますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

背景としては、町産業の中心的経営体として位置づけられています農業法人等は、安定した生産基盤の確保を図るため、隣接する島田市にも受益地を求め規模拡大が行われています。このため、経営体の経営発展を促進し、安定した生産基盤を確保することを目的として町内の認定農業者や農業法人等の構成員が耕作する町外の農地も資源の対象に加えるものでございます。

2つ目の質疑でございますけれども、町内の農業法人等3組織が対象であり、現時点では12haの耕作地があることを確認しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町内での利用に支障が出るといったおそれはありませんか。また、町内での利用に支障が生じないようにする対策などが考えられておりますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

限られた機械のため、今までの利用者が使用しにくくならないように町内の経営体を最優先に考えて、今までどおり運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 13 議案第 19 号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった背景、理由をお知らせください。

それから、このような大幅な人数を減らして何らかの支障を生じるようなことはないのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、今の質問にお答えします。

まず、背景、理由でございますが、全員協議会でも御説明しましたとおり、現行の川根本町消防団員の実数と条例定数が乖離する状況にあり、定数の適正化を図るため団員定数の改正を行いたいものです。

現行の条例定数310人に対し、団員実数は、令和6年4月1日現在で237人、令和6年度の退団予定者が16人、令和7年度の新入団員予定者が10人で、令和7年度当初の団員数が231人になる見込みであります。この状況を踏まえ、条例定数を235人に減らすものです。

また、減員をしたことによる支障は生じないかというご質問ですが、今回減らすのは条例定数であり、実人員数に大きな変動があるものではございません。消防団活動に支障を生じることはないと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 特に小規模集落等で消防、防災力を低下させないためにどのような対策を講じているのか。

また、今後必要な団員を確保するために、どのような対策を講じているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 人が減ってしまって、消防団員がいない地区というのは何個もあるわけです。ただ、分団を統合してそれぞれがそれぞれの地区を守るのではなくて、包括的に守りましょうという体制をしいております。それで防災力を高めていこうというものでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 今後必要な団員を確保するためにどんな対策を立てていますか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 引き続き勧誘に努めます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

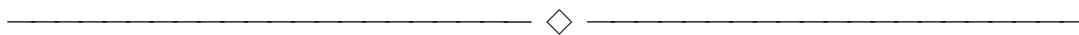
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第20号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償
金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この改正が必要になった背景とか理由をお知らせください。

そして、この改正の対象になる団員がどのくらい在籍しているのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、背景、理由でございますが、全員協議会でもお示ししましたとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例改正をさせていただくものです。

また、この改定の対象になる団員の数ですが、今回の条例改正では非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されることになります。これにより、本町における35年以上に該当する団員は2名でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この改定による町の財政に対する影響はありますか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） ありますが、大きなものではないと考えおります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第15 議案第21号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

校名を実態に合わせるだけのものなのか伺います。

それから、なぜ現時点で改正の提案があるのか、学校名は今年度当初から変更されていますが、なぜ今の段階か伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度末義務教育学校の卒業生が令和7年に卒業になることから、今回の改正とさせていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第22号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

物価上昇率の2%台をはるかに上回る極めて大幅な引上げとなっていますが、その理由と事情をお知らせください。

現利用者の保護者に対して、この意向や経済状況などは確認しているのか伺います。

そもそも設置の目的はどのようなもので、それに照らしてこの改定はどのように位置づけられているのか伺います。

川根高校志願者数の低迷に影響したのではないかどうか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

基本、この寮費というのは宿舎に係る光熱水費、賄い材料費、共通消耗品が対象となっております。議員おっしゃるとおり、全体での上昇物価指数というのは2%となっておるわけなんです。昨年の総務省調査と比較した場合であっても、全ての物価上昇率の中で光熱水費につきましては11.4%、電気代については18.7%、ガス代が7.8%とそれぞれ上昇しております。また、米については64.5%と大幅な増加を見せている状況でございます。

そもそもこの寮費を設定したのが7年前でございます。そこから比べますと平均でも11%の物価上昇をする中で、寮費に係るそういった町での費用をその対象者に負担をしていただくというのが今回のお願いする理由でございます。

また、保護者への説明ということですが、既に3年前からオープンスクール、学校説明会、入寮説明会で寮費の値上げについては周知をさせていただいているところでございます。その上で川根高校を選んでいただいていると認識をしております。

川根高校の低迷に影響がないかということでございますが、こちらの制度は川根高校の存続を目的とおるわけなんです。限りある財源の中、利用者にも受益者負担ということをお願いをしているものでございます。

川根高校志願者数につきましては、ここ数年、連携中学校と川根留学生とほぼ半数となっております。今年度についてもほぼ変わらないということでございますので、影響はないと思っております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっております議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

本案については、川根本町若者交流センター奥流について利用料金などを値上げすると

というのが主な内容です。具体的には、1か月使用料を4万円から4万7,000円で、2,000円から2,350円、350円から400円、450円から500円へとそれぞれ17.5%、17.5%、14.3%、11.1%アップされるとしています。確かに昨今の物価上昇は極めて深刻な様相を呈しており、食材費や人件費などの値上がりもこの例には漏れません。この意味で、奥流の運営経費も物価の上昇に伴って上昇曲線を描いているのを認めるにやぶさかではありません。

しかし、この施設そのものの目的は、川根高校の留学生に安心して過ごせる場を提供し、1人でも多くの留学生を受け入れるところにあったはずです。

今年度、高校の募集定員はそれぞれ、それまでの80人から40人へと半減されました。それでも令和6年度に入学した生徒の数は定員を大幅に下回る26人とどまっています。来年度においても、さきに明らかになった志願者数は23人となって、同校の存続に危機信号をともす水準に落ち込んでいます。もとより川根高校志願者の数は奥流の利用料金だけで左右されるものではありませんが、この利用料金の改定方針が志願者数の一層の減少に影響しなかったと言い切れるのでしょうか。それでなくても奥流の運営には多額の町財政が投入されており、利用料金収入はそのごく一部をカバーしているのにすぎません。わずかな持出しの抑制のために本来の設置目的が全うできなくなるようであれば本末転倒の極みと言わなければなりません。

併せて、川高がこの地域にとって本当の意味でなくてはならない学校としての役割を果たし続けられるようにするために、具体的な内容まではここでは述べませんが、よそでは学べない川高ならではの魅力の創出と発信を思い切って強めることを求めて、私の本案に対す反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、提案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

過日の全員協議会等で説明があったとおり、川根本町の若者交流センターにおいては、近年の物価、燃料等の高騰の中でも川根留学生の募集を優先して料金の据置を続けてまいりました。ですが、寮の運営は非常に厳しい状況になっているというのが現状であります。

このような中で、利用料金を引き上げるにより、収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に利用料金及び食事提供料の引上げを行うものであるということでもあります。

また、中川根中学校及び本川根中学校が義務教育学校となったことにより名称を変更するという条例の改正でありますので、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第23号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先ほどの件とほぼ趣旨は同様ですけれども、対象となる保護者の方の意向とか、経済状況などは確認したのかお知らせください。

結果はどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと御説明させていただいたとおり、3年前からこういう事情で物価高騰があるということで、特に反対をされるとか、そういった意見は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっています議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

先ほどの件とほとんど趣旨は同様ですので、重複はできるだけ避けながら反対の理由を述べてみたいと思います。

本案については、川根本町南麓寮について利用料金など奥流同様に値上げというのが主な内容です。このうち2人部屋の使用料は奥流南麓寮を通して最も高い23.3%もの値上げ幅となっています。ほかの点についてはここでは繰り返しません、これは昨今の物価高騰と比べても異様とも言えるべき値上げ幅と言わなければなりません。

この意味においても、先ほどの件にも増して認め難い内容だということを申し上げ、本案に対する反対の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

若者交流センターの条例の改正の中でも述べさせていただきましたが、やはり近年の物価高騰、特に燃料費の高騰等に対応するため、適正な料金の設定をするということと、この料金の値上げをすることにより収支の改善が図られ安定した寮の運営が見込まれるということですので、この条例の改正には賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は10時10分からといたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第 18 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

（接岨峡温泉休憩施設）

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

これまでの実績はどのようになっているのか。

また、特筆すべき成果等はあるのか伺います。

それから、継続するに当たって、事業計画や抱負などは把握していますか。

町として、続けて指定するについて希望や条件等はどのようになっているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

これまでの実績等につきましては、議案説明資料に施設の運営状況を載せておりますので、それ以外についてお答えをします。

特筆する成果ということでございますけれども、当施設は令和3年10月から指定管理として現在の西東がやっております。令和4年8月からは宿泊を始めましたので、その点はだんだん増えてきてございます。それが特筆すべき点でございます。

2点目ですけれども、継続するに当たっての事業計画等でございます。これにつきましては、審査委員会においてプレゼンをしております。やはり森の国も指定管理としておりまして、その連携をしていくということで、事業者はそれに多いに利用拡大につなげていくということです。

また、接岨峡湖上駅の利用者等や、今後、接岨地区で整備を進めていきますミズベリングの事業のイベント等に協力することでいろんな方を誘客していきたいというようなことで意気込みを語っておりました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

（寸又峡温泉野天風呂）

○議長（石山貴美夫君） 日程第19、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この提案されている業者はどのように選定されたのでしょうか、その理由と経緯をお願いします。

業者が名乗りを上げるに当たって、事業計画や特に力を入れたい点などがあつたら、お聞かせください。

町として、この業者を指定するに当たっての希望や条件などをお知らせください。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

この業者につきましては、今回初めての選定でございます。この業者につきましては、この野天風呂の上にバレルサウナということでサウナ事業を展開しております。それにつきまして、やはりサウナと温泉をつなげていく、また提案のときには、やはり食事がないということで、地域内の食堂とも連携していきたいというようなことで、現在もやっておりますけれども、なお一層図っていきたいということで考えております。

また、町については、来年度予算でサウナツーリズムというところで、これは町内にとどまらず広域的な展開をしていく中で、やはり川根本町のサウナを結びつけて中部地域を周遊していただくというところで期待をしておりますので、今後一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 野口直次です。

ちょっと通告も何も要らんだよね、質疑ですのでやらさせていただきます。

今の指定管理者の関係なんですが、今の選定理由に、施設の設置目的が達成が期待できるというのは、恐らく今総務課長が言ったサウナの含みだと思うんですが、ただ、私が心配するのは、令和4年度、令和5年度の運営状況を見ると、令和5年度がコロナ以降、収入に対して支出が多くなってきている。それでまた令和6年度も、お金はどうであれ、赤字が増えている中で指定管理料は頂かないということだと思うんですが、向こう3年間の中、前にもそうだったんですが、前例がありまして、接岨峡温泉会館も最初の頃は指定料はほぼ要らんよということで420万いただいている、そういう今後の発生見込み等は、この委員会とか、あるいはお話の中に出たでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） これにつきましては、すぐさま赤字解消ということではないんだろうし、方法としては、料金につきましては条例で定められている範囲内で協議して決めていくということがございます。その範囲内において料金の値上げ等も考えておりまして、また先ほど言いましたように、ほかの施設との連携ということで誘客を図っていきたいということで、事業者的には何とか収支をプラスにしたいというような提案を受けております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

ただ、やはりサウナも予約とかいろんなことがあるんですが、今までのように単独でお湯だけ入りたいという場合の価格等も、全体でこうなるから指定管理でお金が要るからというんじゃなくて、そこら辺の含みを、できるだけ野天風呂に日帰りで入りたいよという人たちのことも考慮していただきながら御指導していただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について(寸又峡温泉野天風呂)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(石山貴美夫君) 日程第20、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

工事請負契約の変更ですけれども、この変更が必要になった理由をお知らせください。

そして、この工事の進捗状況はどのようになっているとか工期などは変更ないか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長(梶山正幸君) それでは、大竹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の変更の時期関連についてですけれども、全協でも御説明しましたとおり、当初選定していましたように、川の水の水量が多く、大型ブロック積み工及び石積み擁壁工を施工する際に支障となることから、排水ポンプを追加する必要性が生じたために、今回変更となったものでございます。

また、進捗率等につきましては、2月末で90%の進捗率でございます。工期につきましては、3月21までとなっております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

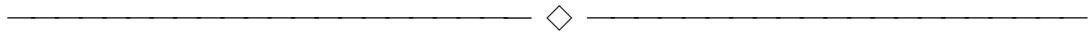
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第27号 令和6年度川根本町一般会計補正予算

(第9号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第21、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

申し訳ありません、通告の数字が間違っていたんですけれども、旧北小学校の解体差金ですけれども、それは合っているんですけれども、9月の補正のほうで6,700万と書いたんですけれども、4,646万円でした。それを訂正させてください。

それから、この増額した額をまた減らしているんですけれども、どうしてこのような減額になったのかお知らせください。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) それでは、お答えさせていただきます。

工事費につきましては、本年度詳細設計を実施いたしました。その詳細設計によって発注に不足を生じたため、増額補正をさせていただきました。今回の補正は、入札により金額が抑えられたことにより減額をするものでございます。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっているについて議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）に対して反対の立場から討論いたします。

本案については、年度末に当たるということもあって、様々な経費の実績を踏まえての精査の結果や、補助金等の特定財源の確定を受けての財源更正などが多数の項目にわたって計上されています。そして、差引きの補正額として1,960万円の増額をする内容となっています。様々な事業費を計上する際には、計上した額が事業費に満たない不足を来すことは許されませんから、多少ともゆとりを持って計上する必要があります。このため、実績に基づく精査を行えばある程度の余剰が生じるのが普通です。

今回の補正においても、こういった形で減額されている項目が数十項目にわたっていて、増額では2億6,000万円近くにも上っています。逆に言えば、給与改定による職員給与費で5,000万円余り、物価の高騰から町民生活や町内業者の営業を守るなどのため、低所得者向けの給付金やプレミアム付商品券を発行するために合わせて5,900万円余りの事業費も盛り込まれています。

また、地域振興基金への積立金として1億円、森林環境譲与税基金積立金として1,260万円余りが含まれています。通常であれば、ここに例として挙げたような項目は年度末の会計処理としてごく普通に行われていることと言えます。しかし、よくよく内容を見てみると、障害福祉費において700万円、子育て支援対策費の育児用品購入費扶助で70万円の減、林業振興費に至っては900万円の減、子供たちの海外英語研修費においては1,000万円近くも減額されています。これらについては他に予算は確保しておいたが、結局使わなくて済んだでは済まされないものと私は考えます。

例えば、育児用品購入費の補助については、次年度予算審査でも、使い勝手が悪いとの親御さんからの声があると指摘しましたが、もっと利用対象者の声にしっかりと耳を傾け、心から喜んでいただける制度にするべきだと思います。

また、旧北小学校解体費については6,700万円以上の減額となっていますが、これについては昨年の9月の補正において4,646万円を増額した経緯があります。あの増額補正が今議会で減額補正され、きちんとアスベストが処理できるのか、後々問題となることはないのか厳しく問われなければならないと考えます。

さらに、地域振興基金についても、取り崩し予定の2億2,210万円を全額取りやめて、その上に1億円もの積み増しを行うという内容です。単に要望がすくなくったからとか、事業実施の見込みが立たないから等の理由で減額するのではなく、本当に努力した結果の減額なのかが問われる内容で、しかも温存した財政的余力を生かして来年度事業で町民に真に喜ばれるような施策が積極的に展開されるとてもいいならいざ知らず、予算審査でも明らかなように、小学校5年生の県外体験の縮小や補聴器補助への所得制限、子育て支援の学校給食の無償化など、真に町民が求めるものになっているとは思えない内容で、何のための多額な財源温存か疑問を抱かざるを得ません。

ここまで触れてきたような点を総合して考えるなら、本案に対して安易に賛成することはできないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正については、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額のほか、給与会計に伴う人件費の増額、物価高騰重点支援臨時交付金を原資とした住民非課税世帯等への給付事業、プレミアム付商品券事業、学校給食費及び保育園における材料賄い費の増額分の補てんや県営事業である農地中間管理機構事業及び急傾斜地崩壊対策事業において事業が前倒しになったことによる負担金の増額、退職手当の増額に係る委託料の増額、過疎対策事業債を活用した教職員住宅あじさい寮の改修工事を計上しております。

また、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更正が主な内容となっており、必要かつ緊急性を要する補正予算にふさわしいものと認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第28号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第22、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第29号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第23、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第30号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第31号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25号、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第32号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） お諮りします。

ただいま町長から同意1件、議案6件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 同意第1号 副町長の選任について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第1、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。町長の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第1号、副町長の選任について説明をいたします。

このたび秋元副町長の県への帰任に伴い、新たな副町長を選任する議案を提案させていただきます。

まず、副町長の役割は、町長を補佐し、町の行政運営を円滑に進めていくために非常に重要です。また、現在は新町建設計画に基づく施設整備が進む中、人口減少対策や大井川鐵道の復旧等、課題が山積みしております。これら全国的・広域的な諸問題を解決していくためには、国、県等の関係機関の連携は不可欠であります。

県からの副町長招聘により県との情報共有や協力体制がスムーズに課題解決に取り組めるとともに、町職員にとりましても刺激になります。新しい視点や考え方を持った方が加わることにより、職員の意識向上や、よりよい行政サービスの提供につながると期待しております。

このような中、今回、県から推薦をいただきました渡邊誠氏を副町長に選任したいと考え、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

渡邊氏は、現在51歳、富士市出身で、静岡市にお住まいであります。県においては合併推進室や自治行政課において地方自治、企業局事業課及び企業立地推進課においては企業誘致に取り組み、現在、経済産業部森林・林業局調整主幹という要職を務められており、町の産業振興などに大いに期待するところであります。

今後の行政運営と町の将来を考える上で、私のよき相談相手となり、さらに補佐役として協力いただけるものと確信しており、共によりよい町を推進していけるものと考えております。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で町長の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第40号 川根本町消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第2、議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、園田靖邦君。

○町長（園田靖邦君） 議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和6年8月の人事院勧告を受け、令和6年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額及び扶養手当支給額が改定されました。これにより、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について定めている非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年2月21日に公布され、令和7年4月1日に施行されるため、当該条例を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第3、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽建設工事に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、園田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第41号、工事請負契約の締結について説明いたします。

本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設工事の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に建築工事に関する特定建設業許可を有する8業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社アーク東海が落札し、契約金額1億9,470万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽建設造成工事に関わるものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第42号、工事請負契約の締結について説明いたします。

本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設造成工事の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に土木工事に関する特定建設業許可を有する6業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額5,632万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第5 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第5、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これは町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第43号、工事請負契約の締結について説明いたします。

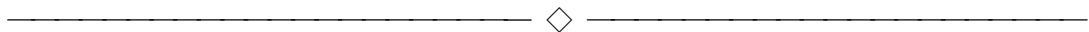
本件は、令和6年度、令和6年災、査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に土木工事に関する特定建設業許可を有する6業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額1億2,045万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年3月28日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第6 議案第44号 業務委託契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第6、議案第44号、業務委託契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽機械設備設置業務委託に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第44号、業務委託契約の締結について説明いたします。

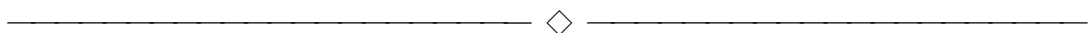
本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設工事機械設備設置業務委託の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本業務委託につきましては、し尿等中継槽建設工事に伴いし尿処理機を設置するものですが、搬出するし尿等を受入先の機械条件に合わせる必要があること、非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等の調整が生じることなどの理由から、現在当町のし尿処理を行っている株式会社クリタス東海支店と2月27日に単独随意契約を執行しました。この結果、契約金額7,188万5,000円で業務委託請負契約を締結しようとするものであります。

履行期間につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第7 議案第45号 令和6年度一般会計補正予算（第10号）

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第7、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第45号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第10号）の概要について説明いたします。

今回の補正は、当定例会の初日に上程させていただいた教職員住宅あじさい改修工事について、第1表の繰越明許費のとおり、繰越限度額をお認めいただきたいものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第27 発議第1号 川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、発議第1号、川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月24日、午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時46分